



2019年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

2019年4月22日

上場会社名 アンジェス株式会社 上場取引所 東
 コード番号 4563 URL <https://www.anges.co.jp/>
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 山田 英
 問合せ先責任者 (役職名) 経理部長 (氏名) 櫻井 純 (TEL) 03-5730-2753
 四半期報告書提出予定日 2019年5月13日 配当支払開始予定日 —
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 無
 四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 2019年12月期第1四半期の連結業績 (2019年1月1日～2019年3月31日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2019年12月期第1四半期	75	2.4	△918	—	△938	—	△1,183	—
2018年12月期第1四半期	73	△11.4	△590	—	△587	—	△537	—

(注) 包括利益 2019年12月期第1四半期 △932百万円(—%) 2018年12月期第1四半期 △666百万円(—%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2019年12月期第1四半期	△11.92	—
2018年12月期第1四半期	△6.67	—

(注) 当社では、連結損益計算書において事業収益として記載しているものを売上高と読み替えて表示しております。

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2019年12月期第1四半期	11,935	11,678	97.5
2018年12月期	8,050	7,734	95.4

(参考) 自己資本 2019年12月期第1四半期 11,637百万円 2018年12月期 7,680百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2018年12月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2019年12月期	—	—	—	—	—
2019年12月期(予想)	—	0.00	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 2019年12月期の連結業績予想 (2019年1月1日～2019年12月31日)

(%表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	335	△45.1	△2,800	—	△2,800	—	△2,800	—	△27.40

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

(注) 当社では、連結損益計算書において事業収益として記載しているものを売上高と読み替えて表示しております。

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 : 無
 (連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)
 新規 一社(社名) 、除外 一社(社名)

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	2019年12月期 1 Q	102,921,061株	2018年12月期	97,981,061株
② 期末自己株式数	2019年12月期 1 Q	84株	2018年12月期	83株
③ 期中平均株式数(四半期累計)	2019年12月期 1 Q	99,330,422株	2018年12月期 1 Q	80,591,945株

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

・本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料4ページ「(4)連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 研究開発活動に関する説明	3
(4) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	4
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	5
(1) 四半期連結貸借対照表	5
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	7
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	9
(継続企業の前提に関する注記)	9
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	9
(重要な後発事象)	10
3. その他	15
継続企業の前提に関する重要事象等	15

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当社グループ(当社及び連結子会社2社)は当第1四半期連結累計期間において、HGF遺伝子治療用製品を中心とする遺伝子医薬品の研究開発を進めるとともに、戦略的提携先との共同開発を進めるなど、将来の成長を見据えた事業の深化を図ってまいりました。

当第1四半期連結累計期間の事業収益は75百万円(前年同期比1百万円(2.4%)の増収)となりました。当社グループでは、提携企業からの契約一時金、開発協力金を、研究開発事業収益に計上しております。また、ムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム®」の販売収入につきまして、商品売上高に計上しております。

当第1四半期連結累計期間においては、商品売上高が73百万円(前年同期比0百万円(△1.0%)の減収)、研究開発事業収益が2百万円(前年同期比2百万円(+%)の増加)となっております。

当第1四半期連結累計期間における事業費用は、9億93百万円(前年同期比3億29百万円(+49.7%)の増加)となりました。売上原価は、35百万円(前年同期比0百万円(△0.5%)の減少)となりました。研究開発費は6億93百万円(前年同期比2億91百万円(+72.3%)の増加)となりました。主に前渡金で計上していた外注試験が終了したことにより、外注費が2億13百万円増加しております。原材料の評価替に伴い、研究用材料費が83百万円増加しております。一方で、主に研究所機能の移転に伴う人員の減少により、給料手当が16百万円減少しております。当社グループのような研究開発型バイオベンチャー企業にとって研究開発は生命線でありますので、提携戦略により財務リスクの低減を図りながら、今後も研究開発投資を行っていく予定です。研究開発の詳細については、本四半期決算短信「1. 当四半期決算に関する定性的情報 (3) 研究開発活動に関する説明」をご参照ください。

当第1四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は2億64百万円(前年同期比39百万円(+17.3%)の増加)となりました。主にHGF遺伝子治療用製品の製造販売に向けた準備費用の発生及び新規事業へのコンサルタント契約に伴い、支払手数料が13百万円増加しております。法人事業税の資本割額が増加したことにより、租税公課が14百万円増加しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の営業損失は9億18百万円(前年同期の営業損失は5億90百万円)となり、前年同期より3億28百万円損失が拡大しております。

当第1四半期連結累計期間の経常損失は、9億38百万円(前年同期の経常損失は5億87百万円)となりました。投資事業組合で保有する有価証券の時価評価に伴い、投資事業組合運用益が3百万円発生しております。新株予約権の行使に伴う株式交付費が23百万円発生し、前年同期に比べ19百万円増加しております。

当第1四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純損失は、11億83百万円(前年同期の親会社株主に帰属する四半期純損失は5億37百万円)となりました。保有する有価証券の評価額の下落に伴い、投資有価証券評価損が2億43百万円発生しております。前年同期においては、有価証券の売却に伴う投資有価証券売却益31百万円、退職によるストック・オプションの権利失効に伴う新株予約権戻入益21百万円が発生しておりますが、当期においては発生しておりません。

(2) 財政状態に関する説明

当第1四半期連結会計期間末の総資産は119億35百万円(前連結会計年度末比38億84百万円の増加)となりました。

新株予約権の行使に伴う48億70百万円の入金はありましたが、当期事業費用への充当により、現金及び預金の増加は37億6百万円となっております。前年度の契約一時金が入金されたことにより、売掛金が1億14百万円減少しております。主に原材料の評価替に伴い、原材料及び貯蔵品が1億44百万円減少しております。外注試験が終了し費用に振り替えたことにより、前渡金が2億28百万円減少しております。これにより、流動資産は32億1百万円の増加となりました。

有形固定資産においては、建物が2百万円、工具、器具及び備品が1百万円増加いたしました。また、投資その他の資産においては、主に提携先への投資により、投資有価証券が6億76百万円増加しております。

当第1四半期連結会計期間末の負債は2億56百万円(前連結会計年度末比59百万円の減少)となりました。主にHGF遺伝子治療用製品の製造に係る費用及び製造販売の準備に係る費用等の支払により、買掛金が42百万円減少しております。前年度の法人事業税等の支払により、未払法人税等が27百万円減少しております。

純資産は116億78百万円(前連結会計年度末比39億44百万円の増加)となりました。新株予約権の行使により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ24億45百万円増加し、新株予約権が13百万円減少しております。保有する有価証券の評価差額を特別損失に計上したことに伴い、その他有価証券評価差額金が2億50百万円増加しております。親会社

株主に帰属する四半期純損失11億83百万円の計上により、利益剰余金が減少しております。

(3) 研究開発活動に関する説明

当第1四半期連結会計期間における研究開発費は6億93百万円となりました。

当社グループでは、以下のプロジェクトを中心に研究開発を進めました。

■HGF遺伝子治療用製品（一般名：ペペルミノゲンペルプラスミド、開発コード：AMG0001）（自社品）

<対象疾患：重症虚血肢>

重症虚血肢を対象疾患としたHGF遺伝子治療用製品の開発については、条件及び期限付承認制度（2014年11月に施行された「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）」で導入された再生医療等製品の早期実用化を目指した新しい承認制度）を活用し、2018年1月に厚生労働省に対し再生医療等製品の製造販売承認申請を行っていましたが、2019年3月26日に国内初の遺伝子治療用製品として、条件及び期限付製造販売承認を取得いたしました。

海外での開発については、2016年6月に決定した開発計画の変更に基づき、米国での新試験計画の策定を進めております。

なお、日本国内及び米国におけるHGF遺伝子治療用製品の末梢性血管疾患を対象とした独占的販売権の許諾について、田辺三菱製薬株式会社と契約を締結しております。また、2019年2月にイスラエルにおけるHGF遺伝子治療用製品の独占的販売権の許諾について同国Kamada社と基本合意書を締結しております。

■NF- κ BデコイオリゴDNA

<対象疾患：椎間板性腰痛症（開発コード：AMG0103）（自社品）>

NF- κ BデコイオリゴDNAについては椎間板性腰痛症を含む腰痛疾患を適応症とした開発を進めています。当社は、2017年4月に米国FDAから新薬臨床試験開始届け（IND）の承認を受け、2018年2月より第I b相臨床試験を実施、現在当初計画より若干の遅れがあるものの特段の問題なく患者登録中です。

<その他>

デコイオリゴDNAのその他の開発については、これまでNF- κ BデコイオリゴDNAの次世代型デコイの研究を行ってきましたが、NF- κ BとSTAT6という2つの転写因子を同時に抑制する働きを持った「キメラデコイ」の開発を進めております。NF- κ Bのみをターゲットとした従来のデコイに比べ、炎症を抑える効果が格段に高いことが期待されます。

■高血圧DNAワクチン（開発コード：AGMG0201）（自社品）

当社は、遺伝子治療薬、核酸医薬につづく遺伝子医薬の第三の事業として、DNAワクチンの開発を手がけており、最初の開発品として高血圧DNAワクチンの開発を進めています。当社は、2017年7月にオーストラリア規制当局（TGA）に治験届け（CTN）を提出、2018年4月より第I/II相試験を実施、現在特段の問題なく計画通りに患者登録中です。

■バイカル社との戦略的な事業協力

当社は、2016年12月にバイカル社と戦略的的事业提携を締結し、共同開発を進めていくことで合意しています。本戦略的提携に基づく最初の具体案件として、2017年4月に慢性B型肝炎の完治を目指した遺伝子治療薬を共同開発することで合意、契約締結したことを発表いたしました。同契約において当社は、日本における開発・販売権を対象とした優先交渉権を獲得しております。今後も、さらなる共同開発の可能性を含め、協力の具体策を検討してまいります。

■Vasomune社との提携

当社は、2018年7月にVasomune社と全世界を対象とした、急性呼吸不全など血管の不全を原因とする疾患を対象とした医薬品に関する共同開発に合意、契約締結したことを発表いたしました。現在、非臨床段階の共同開発を進めております。

医薬品・医療機器の開発の状況

(自社品)

区分	製品名/プロジェクト	適応症	地域	開発段階	主な提携先
医薬品	HGF遺伝子治療用製品	重症虚血肢 (閉塞性動脈硬化症及びバージャー病)	日本	条件及び期限付製造販売承認取得	田辺三菱製薬株式会社 (販売権供与)
			米国	試験計画中	田辺三菱製薬株式会社 (販売権供与)
	NF- κ BデコイオリゴDNA	椎間板性腰痛症		第I b相試験 (米国)	未定
	高血圧DNAワクチン	高血圧症		第I/II相試験 (オーストラリア)	未定

(4) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

当期の見通しにつきましては2019年2月1日に連結業績予想として公表いたしましたとおり、事業収益3億35百万円、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益とも28億円の損失を見込んでおり、現時点で変更ありません。

事業収益および事業費用につきましては、適宜精査を行っており、今期の見込み額に変更が生じ、業績予想に修正が必要と判断された場合には速やかに公表いたします。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,784,894	9,491,402
売掛金	257,484	143,340
商品	83,746	47,771
原材料及び貯蔵品	923,644	779,352
前渡金	366,086	137,241
前払費用	28,277	23,626
未収消費税等	73,041	95,735
その他	24,994	25,104
流動資産合計	7,542,170	10,743,574
固定資産		
有形固定資産		
建物	48,855	52,703
減価償却累計額	△5,442	△6,307
建物(純額)	43,412	46,395
工具、器具及び備品	141,478	120,486
減価償却累計額	△137,462	△115,037
工具、器具及び備品(純額)	4,016	5,448
有形固定資産合計	47,429	51,844
投資その他の資産		
投資有価証券	401,068	1,077,375
敷金及び保証金	56,994	60,354
その他	3,009	2,137
投資その他の資産合計	461,072	1,139,867
固定資産合計	508,502	1,191,712
資産合計	8,050,672	11,935,286

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	112,925	70,718
未払金	97,803	103,281
未払費用	16,487	19,415
未払法人税等	53,253	25,545
前受金	686	-
預り金	10,475	10,906
流動負債合計	291,631	229,866
固定負債		
繰延税金負債	1,695	2,824
資産除去債務	22,885	23,892
固定負債合計	24,581	26,717
負債合計	316,213	256,584
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,395,825	11,841,039
資本剰余金	5,210,447	7,655,660
利益剰余金	△6,681,328	△7,865,214
自己株式	△24	△25
株主資本合計	7,924,919	11,631,459
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△248,480	2,459
為替換算調整勘定	3,729	3,719
その他の包括利益累計額合計	△244,750	6,179
新株予約権	54,289	41,064
純資産合計	7,734,459	11,678,702
負債純資産合計	8,050,672	11,935,286

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2018年1月1日 至2018年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2019年1月1日 至2019年3月31日)
事業収益		
商品売上高	73,770	73,058
研究開発事業収益	-	2,500
事業収益合計	73,770	75,558
事業費用		
売上原価	36,149	35,974
研究開発費	402,699	693,783
販売費及び一般管理費	225,171	264,180
事業費用合計	664,020	993,939
営業損失(△)	△590,250	△918,380
営業外収益		
受取利息	230	550
為替差益	2,764	-
補助金収入	3,313	-
受取手数料	1,036	959
投資事業組合運用益	184	3,320
雑収入	53	-
営業外収益合計	7,582	4,830
営業外費用		
株式交付費	4,507	23,616
為替差損	-	1,321
雑損失	0	-
営業外費用合計	4,507	24,937
経常損失(△)	△587,175	△938,487
特別利益		
投資有価証券売却益	31,193	-
新株予約権戻入益	21,427	-
特別利益合計	52,620	-
特別損失		
投資有価証券評価損	-	243,123
特別損失合計	-	243,123
税金等調整前四半期純損失(△)	△534,554	△1,181,610
法人税、住民税及び事業税	2,590	2,231
法人税等調整額	47	43
法人税等合計	2,637	2,275
四半期純損失(△)	△537,192	△1,183,886
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△537,192	△1,183,886

四半期連結包括利益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年3月31日)
四半期純損失(△)	△537,192	△1,183,886
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△119,344	250,939
為替換算調整勘定	△9,519	△10
その他の包括利益合計	△128,863	250,929
四半期包括利益	△666,056	△932,956
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△666,056	△932,956
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、2019年1月1日から2019年3月31日までの間に、三田証券株式会社から新株予約権の行使による払込みを受けました。この結果、当第1四半期連結累計期間において資本金が2,445,213千円、資本準備金が2,445,213千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において資本金が11,841,039千円、資本剰余金が7,655,660千円となっております。

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年1月1日残高(千円)	9,395,825	5,210,447	△6,681,328	△24	7,924,919
四半期連結累計期間中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	2,445,213	2,445,213			4,890,427
親会社株主に帰属する四半期純損失			△1,183,886		△1,183,886
自己株式の取得				△0	△0
四半期連結累計期間中の変動額合計(千円)	2,445,213	2,445,213	△1,183,886	△0	3,706,539
2019年3月31日残高(千円)	11,841,039	7,655,660	△7,865,214	△25	11,631,459

(重要な後発事象)

1. 新株予約権の行使

当社が発行いたしました第33回新株予約権(※3)につき、2019年4月1日から2019年4月18日までに、以下のとおり行使されております。

行使新株予約権個数	14,500個(発行総数の9.1%)
交付株式数	1,450,000株
行使価額総額	1,082,700千円
未行使新株予約権個数	25,500個
増加する発行済株式数	1,450,000株
資本金増加額 ※1、2	544,286千円
資本準備金増加額 ※1、2	544,286千円

※1. 資本金増加額、資本準備金増加額には新株予約権の振替額2,936千円がそれぞれ含まれております。

※2. 上記の新株予約権の行使による新株の発行の結果、2019年4月18日現在の発行済株式総数は104,371,061株、資本金は12,385,325千円、資本準備金は8,199,947千円となっております。

※3. 本新株予約権の用途は下記のとおりであります。

- ①開発パイプラインの拡充
- ②国内におけるHGF遺伝子治療用製品の製造販売後調査の実施
- ③運転資金

2. 当社取締役に対する株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の発行

当社は、2019年4月22日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を含みます。)に対して、退任時報酬としての株式報酬型ストック・オプションとして下記の内容の新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の募集を行うことを決議いたしました。

■株式報酬型ストック・オプションとして本新株予約権を発行する理由

当社は、取締役報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、当社の取締役が株価上昇のメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の取締役の中長期的な業績及び企業価値の向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の取締役(社外取締役を含む。)に対し、退任時報酬としての株式報酬型ストック・オプションとして本新株予約権を発行するものであります。

■発行要項(抜粋)

(1) 本新株予約権の名称

アンジェス株式会社 第34回新株予約権

(2) 本新株予約権の割当ての対象者

当社の取締役(社外取締役を含む。) 4名

(3) 本新株予約権の総数

320個

なお、上記の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、その申込みの総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

(4) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 本新株予約権の割当日

2019年5月15日(以下「割当日」という。)

(7) 申込期日

2019年5月10日

(8) 本新株予約権と引き換えにする金銭の払込みの期日

2019年5月15日。但し、本新株予約権の割当てを受ける者が当社に対して有する報酬債権と本新株予約権の払込金額の払込債務とが対等額で相殺され、金銭の払込みを要しない。

(9) 本新株予約権を行使することができる期間

2019年5月16日から2049年5月15日まで。

(10) 本新株予約権の払込金額又はその算定方法

本新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出される本新株予約権の公正な評価額と同額とする。なお、本新株予約権の割当てを受ける者は、当該金銭の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって本新株予約権の払込金額の払込債務を相殺するものとし、金銭の払込みを要しない。

(11) 本新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（但し、最終の日が休日に当たる場合には直後の営業日まで）に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。但し、本新株予約権者が割当日以降最初に到来する取締役の任期の満了日よりも前に当社の取締役の地位を喪失した場合（取締役会において認めた場合を除く。）、本新株予約権者が当社の取締役を解任された場合、又は自己都合により退任した場合（疾病、障害により退任した場合を除く。）は、本新株予約権を行使することはできない。
- ② 本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合には、本新株予約権を行使することができない。
- ③ 本新株予約権者が不正若しくは違法な職務執行を行った場合、又は本新株予約権者が当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合には、本新株予約権を行使することができない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 本新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部の放棄を申し出た場合には、かかる放棄の申し出のあった本新株予約権の全部又は一部を行使することができない。
- ⑥ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑦ 第①号にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人に限り本新株予約権の相続を認め、かつ、本新株予約権者の死亡の日から10か月以内に本新株予約権を相続する法定相続人を確定の上、同期間内に権利保有者変更手続を行った場合にのみ、本新株予約権者の死亡の日から1年を経過する日までに限り、当該法定相続人は本新株予約権を行使することができる。但し、本新株予約権者が割当日以降最初に到来する取締役の任期の満了日よりも前に死亡した場合（取締役会において認めた場合を除く。）には、本新株予約権の相続による承継は認められない。また、本新株予約権を相続により承継した法定相続人からの本新株予約権の相続は認められない。

(12) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 当社従業員に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行

当社は、2019年4月22日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員に対して、株式報酬型ストック・オプションとして下記の内容の新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことを決議いたしました。

■ 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、当社の株価や業績への感応度をより引き上げ、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の従業員に対し、二つの種類の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行するものであります。より具体的には、比較的近時に当社に入社した当社の従業員、すなわち、2017年8月に従業員向け株

式報酬型ストック・オプション（新株予約権）であるアンジェス株式会社第30回新株予約権（以下「前回従業員向けストック・オプション」といいます。）の割当て及び発行が行われた後に当社に入社した当社の従業員に対しては、当社の株式を保有することにより当社の一員としての強い自覚をもたせることにより株価上昇及び業績向上へのインセンティブを与える目的から、付与後短期間のみ行使が可能である下記3-1記載の株式報酬型ストック・オプション（タイプA）としての新株予約権を付与し、かつ、当該新株予約権を行使することにより取得した当社普通株式については、当社と付与対象従業員との間で締結される予定の新株予約権割当契約において一定期間の売却等が禁止されることとなります。また、前回従業員向けストック・オプションの割当ての対象となった当社の従業員に対しては、さらに株価上昇及び業績向上へのインセンティブを与えるために、退職時に行使が可能となる下記3-2記載の株式報酬型ストック・オプション（タイプB）としての新株予約権を付与します。

3-1 株式報酬型ストック・オプション（タイプA）に係る新株予約権

■発行要項(抜粋)

(1) 本新株予約権の名称

アンジェス株式会社 第35回新株予約権

(2) 本新株予約権の割当ての対象者

当社従業員 6名

(3) 本新株予約権の総数

665個

なお、上記の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、その申込みの総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

(4) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 本新株予約権の割当日

2019年5月15日（以下「割当日」という。）

(7) 申込期日

2019年5月10日

(8) 本新株予約権と引き換えにする金銭の払込みの期日

2019年5月15日。但し、本新株予約権の割当てを受ける者が当社に対して有する金銭債権と本新株予約権の払込金額の払込債務とが対等額で相殺され、金銭の払込みを要しない。

(9) 本新株予約権を行使することができる期間

2019年5月16日から2020年3月31日まで。

(10) 本新株予約権の払込金額又はその算定方法

本新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出される本新株予約権の公正な評価額と同額とする。なお、本新株予約権の割当てを受ける者は、当該金銭の払込みに代えて、当社に対する金銭債権をもって本新株予約権の払込金額の払込債務を相殺するものとし、金銭の払込みを要しない。なお、かかる金銭債権は、当社が本新株予約権の割当てを受ける者に対し、払込金額相当額を付与するものであり、これは労働の対償として付与されるものではなく、当社はその支払い義務を負うものでもない。

(11) 本新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の使用人又は当社子会社の役員若しくは使用人であることを要する。
- ② 本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合には、本新株予約権を行使することができない。
- ③ 本新株予約権者が懲戒解雇若しくは諭旨退職の制裁を受けた場合、又は本新株予約権者がこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合には、本新株予約権を行使することができない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過すること

となるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤本新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部の放棄を申し出た場合には、かかる放棄の申し出のあった本新株予約権の全部又は一部を行使することができない。

⑥各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

⑦本新株予約権の相続による承継は認められない。

(12)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3-2 株式報酬型ストック・オプション（タイプB）に係る新株予約権

■発行要項(抜粋)

(1)本新株予約権の名称

アンジェス株式会社 第36回新株予約権

(2)本新株予約権の割当ての対象者

当社従業員 30名

(3)本新株予約権の総数

830個

なお、上記の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、その申込みの総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

(4)本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

(5)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6)本新株予約権の割当日

2019年5月15日（以下「割当日」という。）

(7)申込期日

2019年5月10日

(8)本新株予約権と引き換えにする金銭の払込みの期日

2019年5月15日。但し、本新株予約権の割当てを受ける者が当社に対して有する金銭債権と本新株予約権の払込金額の払込債務とが対等額で相殺され、金銭の払込みを要しない。

(9)本新株予約権を行使することができる期間

2019年5月16日から2049年5月15日まで。

(10)本新株予約権の払込金額又はその算定方法

本新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出される本新株予約権の公正な評価額と同額とする。なお、本新株予約権の割当てを受ける者は、当該金銭の払込みに代えて、当社に対する金銭債権をもって本新株予約権の払込金額の払込債務を相殺するものとし、金銭の払込みを要しない。なお、かかる金銭債権は、当社が本新株予約権の割当てを受ける者に対し、払込金額相当額を付与するものであり、これは労働の対償として付与されるものではなく、当社はその支払い義務を負うものでもない。

(11)本新株予約権の行使の条件

①本新株予約権者は、当社の従業員並びに当社子会社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間（但し、最終の日が休日に当たる場合には直後の営業日まで）に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。但し、本新株予約権者が割当日後最初に到来する3月末日よりも前に当社の従業員並びに当社子会社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合（当社の役員に就任することによ

り当社の従業員並びに当社子会社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合、及び取締役会において認めた場合を除く。)は、本新株予約権を行使することはできない。

- ②本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合には、本新株予約権を行使することができない。
 - ③本新株予約権者が懲戒解雇若しくは諭旨退職の制裁を受けた場合、又は本新株予約権者がこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合には、本新株予約権を行使することができない。
 - ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤本新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部の放棄を申し出た場合には、かかる放棄の申し出のあった本新株予約権の全部又は一部を行使することができない。
 - ⑥各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑦第①号にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人に限り本新株予約権の相続を認め、かつ、本新株予約権者の死亡の日から10か月以内に本新株予約権を相続する法定相続人を確定の上、同期間内に権利保有者変更手続を行った場合にのみ、本新株予約権者の死亡の日から1年を経過する日までに限り、当該法定相続人は本新株予約権を行使することができる。但し、本新株予約権者が割当日後最初に到来する3月末日よりも前に死亡した場合（取締役会において認めた場合を除く。）には、本新株予約権の相続による承継は認められない。また、本新株予約権を相続により承継した法定相続人からの本新株予約権の相続は認められない。
- (12)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. その他

継続企業の前提に関する重要事象等

医薬品事業は、製品化までに多額の資金と長い時間を要する等の特性があり、創薬ベンチャーである当社グループにおいては、継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあります。当社は、ムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム[®]」の販売を行っておりますが、すべての開発投資を補うに足る収益は生じておりません。そのため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消すべく、以下の諸施策に取り組んでおります。

①自社既存プロジェクトの推進と事業基盤の拡大

当社グループは重症虚血肢を対象としたHGF遺伝子治療用製品、椎間板性腰痛症向けの核酸医薬（NF- κ BデコイオリゴDNA）、高血圧DNAワクチンの3プロジェクトを推進しております。HGF遺伝子治療用製品は国内初の遺伝子治療用製品として、2019年3月26日に条件及び期限付製造販売承認を取得したことで、各種手続きの完了後販売を開始いたします。また椎間板性腰痛症向けの核酸医薬（NF- κ BデコイオリゴDNA）、高血圧DNAワクチンにつきましては臨床試験を開始しており、良好な結果が得られましたら早期に製薬企業等に導出することで契約一時金等の収入や開発費の負担削減を目指してまいります。

これらの既存プロジェクトに加え、ライセンス導入や共同開発、創薬プラットフォーム技術の獲得を目指した事業提携に加え、他社に対する一部資本参加や他社の買収等により開発品パイプラインの拡充による事業基盤の拡大を図り、将来の成長を実現してまいります。

②資金の調達

三田証券株式会社を割当先とする第33回新株予約権（第三者割当て）の発行により当第1四半期連結会計期間末までにその一部が行使され77億18百万円を調達いたしました。今後も財務基盤の安定化を図ってまいります。

これら諸施策の実施により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。